

JAS制度あり方検討会中間取りまとめに対する意見

これまで8回にわたり開催された「JAS制度あり方検討会」における検討の結果として示された「中間取りまとめ」に対して、熊本県内で畳表の自主検査を専門に行っており、熊本県からはJAS格付表示の業務を受託している検査実施機関として、下記のとおり意見を提出致します。

今後の検討におかれましては、畳表及び関係業界の特殊性等を踏まえ、寄せられた意見についても再考のうえ、最終報告書の取りまとめに反映いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 農産物である畳表は、原材料や加工技術の違いによって製品の品質が大きく異なり、市場等から集めた製品を1ロットとして抽出した検査では規格不適合品が流通する可能性が残るため、全ての製品を対象に検査することによりI種格付を存続していただきたい。

なお、全量検査の実施にあたっては、検査機関並びに産地体制の整備が必要になるため、一定期間の猶予をいただきたい。

- 2 畳表については、JAS格付表示シールの偽造など不正行為で摘発された流通業者及び従業員がいることから、I種格付を廃止して認証制度へ移行する場合、検査員を認定事業者の行う一般業務等から完全に独立させ、利害関係等に起因した不正な自己格付が行われないよう定めていただきたい。

また、検査員の資格として、実務経験や鑑別能力に係る客観的基準等を定め、これを遵守して適正な自己格付が行われるよう、国が認定事業者並びに検査員の監督・指導等を行っていただきたい。

- 3 中国においては、JAS規格不適合であることは明白であるにもかかわらず着色剤や基準を満たさない経糸を使用した畳表が生産されてきたことから、外国における認定機関の登録に関する同等性要件が撤廃された場合、登録外国認定機関が不適格な生産工場等を認定事業者に認定する恐れがあるため、定められた認定基準等を遵守し、認定事業者の監査を適正に行っているか、厳格な監督・指導等を行っていただきたい。

また、登録外国認定機関の監督にあたっては、当該機関が認定した事業者の行う自己格付が適正であるかの確認を重点的に実施していただきたい。

熊本県八代郡千丁町新牟田 181

熊本県い業協同組合

理事長 久保田 壽



農産第737号
平成16年8月27日

農林水産省消費・安全局
表示・規格課長 様

熊本県農政部農産課



JAS制度のあり方検討会中間取りまとめに対する意見の提出につ
いて（送付）

平成16年7月1日付けで募集がありましたこのことについて、JAS法第
14条に基づき条例を定めて畳表の格付を行っている熊本県として、別紙のと
おり意見を提出致します。

なお、今後の検討におかれましては、畳表及び関係業界の特殊性等を踏まえ、
最終報告書の取りまとめに提出した意見を反映いただきますようお願い申し上
げます。

J A S 制度あり方検討会中間取りまとめに対する意見

1 I 種格付の存続について

農産物である畳表は、食品等の工業生産品とは異なり、原材料や加工技術の違いによって製品の品質が大きく左右されることから、最終製品を検査する I 種格付を存続していただきたい。

なお、次のとおり中間取りまとめで指摘されている課題については、それぞれ必要な対応を行うことにより、I 種格付の存続に支障は生じないものとする。

- ① 生産工程の把握が不可能な I 種格付では、必ずしも的確に格付を行うことができないとされているが、事業者に対して生産工程を掌握のうえ格付を申請する義務を課すことにより対処可能である。
- ② I 種格付においては、仮に格付後に問題が生じても、格付を申請した事業者の責任が問われることがないとされているが、製品に起因する問題に係る事業者の責任について法律に明記することにより対処可能である。
- ③ 規格不適合品が含まれている製品の格付が申請され、サンプリング検査の結果、格付に合格してしまい、J A S 規格不適合品の流通が放置されてしまう可能性があるとしているが、サンプリング検査と違って問題が発生しない全量検査を行うことにより対処可能である。

2 認証制度移行に伴う留意点について（I 種格付が廃止される場合に限定した意見）

- 1) J A S 格付表示に係る不正行為が多発している畳表流通業界の実態を考慮し、適正な自己格付が行われるよう認定基準・検査方法を厳格に定めるとともに、認定事業者に対しては登録認定機関による監査に留まらず国による監視・指導等を行っていただきたい。

なお、登録認定機関の監査においては、書類検査はもとより、実際に格付された製品が規格に適合しているか確認することを義務付けていただきたい。

- 2) 登録認定機関の登録要件として引用される I S O ガイド 6 5 には、畳表の規格等に関する専門的な製品認証は含まれていないが、事業者の認定や監査において欠くことのできない事項であり、登録時の審査に係る要件として追加していただきたい。

- 3) 外国における認定機関の登録に関する同等性要件が撤廃される場合、規格に反する生産実態を放置したままで同国内の工場等を認定事業者として認定する恐れがあり、法に基づく罰則適用が困難な登録外国認定機関の審査及び監督については国内より一層厳格にしていきたい。

なお、登録外国認定機関が行う事業者の認定及び監査等、外国の認定事業者が行う自己格付について、作成・保存が義務付けられた記録・書類等は、監督・指導並びに情報開示に支障のないよう日本語による記載（併記を含む）を義務付けていただきたい。

- 4) I 種格付から認証制度へ移行した当初は、制度変更に伴う混乱が生じ、J A S 格付品に対する消費者等の信頼を損なうことがないように、当分の間は登録認定機関による監査間隔の短縮及び国による監視・指導等体制の強化等の措置を行っていただきたい。



地方市場における JAS マークの実体

醤油は、日本各地の自然や気候、またその地の産物にふさわしいように成長してきた地域食品であります。

醤油と JAS 法が融合しないのは、自家製造から出発して長い時代を経ながらつくり上げた醤油の地方色を、無理に規格化しようとするからであります。

したがってスーパーマーケットなどの大型店が販売している大手、準大手メーカーの「本醸造特級品」は同じ売場に並ぶ地元製品の半値以下ですから、安物のイメージを与え易い JAS マークを外したのは正解だった、と結論しております。

		特売価格	安売り価格	地元醤油の価格
1 㬔入り	JAS 特級	1 9 8 円	1 0 0 ～ 1 6 0 円	3 2 0 ～ 3 9 8 円
1.8 㬔入り	JAS 特級	3 9 8 円	2 4 0 ～ 2 9 0 円	5 5 0 ～ 8 0 0 円

一方、銘柄数を推定すると、JAS 認定工場でマークを外したものの、非認定工場、員外製造業者、農協、固有記号を使う販売者のもの、そのほか自家製造醤油が未だ多量にありますから、(JAS マーク入りの醤油が仮に 3 千点あるとして) マーク無しの醤油は 10 万点を遥かに超えて食卓に存在しています。

しかし、マークの有無に拘わらず醤油と名がつけば法の適用に遭い、長年使用してきた通称を取り上げられ、製造呼称の差別を受けてしまい(或る地方で人気の醤油でも、都会や他の地方で販売される事例はほとんどないほど、その特色は極めて地域限定的なものであるのに)消費者が銘柄指名を失うような文言規制をなぜ厳しくするでしょう。

世界的にも、豊かな文言表現は醸造物の歴史であり文化です。

いま、品名を「加工品」などと換えながらも醤油を守ろうとしている私達からみれば、JAS は一体誰のため? 大手メーカー? 業界団体? お役人? ……だが消費者のためではない事は市場の実体が明らかに証明しているのに、なぜ筋違いな見直しを大事そうに重ね、地方の味や伝統の良さを壊し、小規模業者を追出し、殺風景な業界に導こうとするのか、どうしても納得出来ないのです。

JAS 法を維持しなければならないのでしたら、適用は JAS マークだけにしてください。

JAS 制度のあり方検討会 殿

平成 16 年 8 月 10 日

長野県醤油工業協同組合連合会

「醤油と JAS」についての意見

この度は貴重なご指摘を給わりまして、誠に有難く存じております。
配布頂きました「中間とりまとめ」資料により、県下の認定工場に意見を求めた結果を報告いたします。

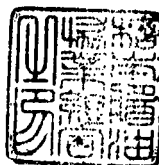
（なお、長野県の JAS 認定工場は辞退者続出し現在は県下業者の 5 % にあたる 4 工場が残るのみになっております）

今回の「あり方検討会」（第 2 回目）資料、8 ページにあるご指摘は、まさに醤油のためになされたもののようでありますから各事項をそのまま引用させていただきます。

- ① 現行の醤油のほとんどは JAS の期待する品質を超えております。
また、「窒素の量さえ多ければ美味しい」とする等級格付けは間違っていますから「標準規格」そのものが最初から無意味でありました。
（JAS 発足以来、「標準」や「上級」「特級」を購入の決め手にした消費者が本当に居たのでしょうか。）
- ② 趣向性や地方色、及び習慣性が強い商品であるからこそ、千数百の業者が全国に散在いたすのであります。
それら 1 ッ 1 ッを統一的な尺度で「特色規格」としたり、また整頓しようとする事は不可能である上、おおきな間違いであります。

又、次に指摘されている事項について

- ① 醤油の生産量は、120 万 kl から 90 万 kl 台へと継続的に減少して参っております。
- ② 消費者は日頃愛用しているものを購入して、あれこれ銘柄を代える事は致しませんから「JAS マークのスタンダードな機能」は醤油については認められず、また業務筋からも「マークを選択の手段にした」と言う話は聞いた事ありません。
- ③ 「標準規格」化は、消費者の「嗜好」や「地方色」、そして「故郷の味」までも拒み、ひいては「日本の食文化」をも否定することになります。
原料、製法の相違はあっても味噌と同様、醤油も豊かな資質を持つ食品でありますから JAS から除外くださる様ご検討をお願い申し上げます。



本市大字笹賀5652番地85

松本醤油協業組合

代表理事 林 利 親



長野県駒ヶ根市北町3番15号

伊那醤油株式会社

代表取締役

熊谷 昇



長野県松本市墨江2889番地

株式会社大久保醸造

代表取締役

大久保圭子

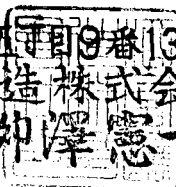


上田市中央五丁目9番13号

酒富醸造株式会社

代表取締役

柳澤憲一郎



JAS 制度のあり方検討会 中間とりまとめに対する意見

住 所 横浜市

氏 名 藤嶋 篤

職 業 会社員

登録認定機関の登録における行政の関与のあり方

【対応方向】において ISO ガイドライン 6 5 を適用して、登録基準とすることが適当と考える。しかしながら、この認定機関の状況について審査を行うことになるが、この審査機関として（独）農林水産消費技術センター（以下「センター」という。）において、ISO ガイドライン 6 1 を取得することとしている。更に 4 JAS 規格の認証に係るその他の課題（2）認定の技術的基準のあり方【現状】及び【対応方向】の項で、認定工場に対し ISO9000 と JAS による審査が別々に行われていることを問題としております。

このことは、別々に行われることが当然のことで、同じ ISO 規格であっても ISO9000 の認証を取得し、他の ISO 認証機関から ISO14000 や現在規格化の準備中である ISO22000 についても同様に審査は別々に行われております。認証した機関が相違する場合においては、当然のことであります。（このことは、日本農林規格協会が ISO9000 の認証機関として食品工場等に対して、認証を実施されておりますが、ISO14000 の認証機関ではないことから、ISO14000 の認証は他の認証機関による審査が行われることになります。）ISO22000 についても同様のことが言えます。また現在、多くの JAS 工場で認証されている HACCP についても、認証機関が多数存在しており、それぞれ独立した審査を行っております。

ISO ガイドライン 6 5 を適用する場合においても、その手続方法等が明確に示されなければ、形だけの適用になるのではないのでしょうか。

現在、（独）農林水産消費技術センターで「認証機関の審査員に対する監査」を JAS 認定工場に同行し実施されておりますが、同一審査員に対し、管轄センター（複数の場合もあります）の職員が複数の工場で監査されることがあります。

また、監査結果に問題があった場合、是正措置を求めるのは当然のことではありますが、その是正報告の内容について、監査員とその是正措置の審査員が別の担当者であることが多いことから、認定機関の実情がわからないまま是正文書を機械的に求める場合もありえます。これらのことを防止するために、センターには判定委員会が設置されており、判定委員会で十分検討され、そのうえで再監査や是正文書の再提出を求めることになるのではないのでしょうか。

以上のことから、ISO ガイドライン 6 5 の認証機関への適用に当たっては、各認定機関・認定工場の実情を踏まえたうえで、ISO ガイドライン 6 5 の柔軟な適用が必要です。

JAS 制度のあり方検討会 中間とりまとめに対する意見

住 所 横浜市:

氏 名 藤嶋 篤

職 業 会社員

特色規格と標準規格の関係について

中間とりまとめ P4(1)「特色規格」、(2)「標準規格」の関係についてお伺いします。

特色規格では下から 3 行目ただし書きにおいて、「この「特色規格」は、「よいもの」「悪いもの」という一方向の上下関係示すものではなく、・・・」としています。

一方「標準規格」では、その冒頭に「生産、取引又は使用の合理化等を図るため、標準となる定義・品質(品位、成分、性能等)を示した規格」としています。

このことから考えると、「特色規格」からだけでは、その JAS マークがついた製品が、どのような品位、成分、性能等を持つものか、消費者には判断できないことになり、このことを解消するためには、製造業者は「特色規格」と「標準規格」を同時に表示しなければ、消費者の求める情報に応えることができないと思われます。

また、「標準規格」の場合、消費者がある特定のメーカーの特定の商品には、JAS マークがついていることを知っていれば、一度確認した商品について毎回確認することはしないと思います。

ある時、従来 JAS マークついていた商品から JAS マークが消えた場合、規格の廃止に伴うものであっても、消費者は JAS の規格外の原材料使用により格付を辞めたか、検査不合格により付けられなくなったと考えるのが、一般的な見方ではないでしょうか。(現在まで、JAS は「農林水産省が保証したマーク」であるというイメージで説明が消費者に行われていると考えています)。

JAS 制度のあり方検討会 中間とりまとめに対する意見

住 所 横浜市

氏 名 藤嶋 篤

職 業 会社員

1. 登録格付機関等による I 種格付

現在、I 種格付については、品目全体の中では極めて限定的で、その数量の割合もそれほどのもではありませんが、ニーズがあることは事実であると考えます。

しかしながら、I 種格付を受けている事業者のほとんどは、官公需向け製品として製造又は外国で製造したものを輸入しており、その製品に対する責任は、外国製品の場合でも、国内の事業者が、販売者として対応し、その製品に対する責務を持っているのが現状であり、この制度を全面的に廃止すると、中小零細の食品工場が、JAS 格付を受ける道が閉ざされてしまうことになります。

現状の中で述べられている「JAS 規格不適合品の使用があった場合」については、その原材料が表示されていなければ、格付申請者が品質表示基準違反又は食品衛生法違反等でその責を負うことになるように制度を変更することで解決されます。

また、対応策で述べている「今後は、製品の原材料及び製法等の生産工程を把握・管理できる事業者が登録認定機関による認定を受けたうえで格付を受ける制度・・・」を検討すべきであるとしていますが、中小零細の食品工場が認定を受けるのは極めて困難であり、輸入品については、輸入者が工場である場合は少なく、製造設備等が無い商社等が行っているのが現状であります。

これらのことから、I 種格付を廃止するのではなく(独)農林水産消費技術センターにおいてその格付時に、表示項目等について疑いのある製品については確認・分析を行うことで解消できるものと考えられます。

JAS 制度のあり方検討会 中間とりまとめに対する意見

住 所 横浜市

氏 名 藤嶋 篤

職 業 会社員

JAS マークのあり方 (P6) について

【現状】の認識があまりにも農林水産省の偏った、身勝手な考え方であると思われます。

(1) 製品の目立たないところに付されている場合が多く、認知度が低いことについて

品目によって若干の違いがありますが、JAS マークは比較的目標場所付されている商品が多いものです。委員の皆様方が、非常にご多忙であるとは承知しておりますが、農林水産省の地下の小売店で JAS 格付製品について、JAS マークが目立たない場所なのか確認をしていただきたい。また、目標場所とは「どのような場所」をさすのかお示しいただきたいと思います。

(2) ほとんどの JAS マークがロゴマークのみの表示であり、(以下省略) について

この JAS マークの様式は、農林水産省が過去に消費者向けの JAS 制度を始めるときに作成したものであり、認証機関が記載されているものは、格付機関が 1 種の商品に複数存在していることからその機関名を記載した経緯があり、第三者認証により担保されていることが伝わっていないことから、認証機関名の記載が必要であるならば、第三者認証の制度に変更した前回の JAS 法改正時、若しくはそれ以前に検討されるべき事項であります。

また、消費者にとっては JAS により品質が保証されているならば、その認証機関名の必要性はないものと考えられます。

(3) JAS 適合品を原材料として使用しても、その旨を最終製品に表示している例が少ないことについて

現在、農林物資規格調査会において規格改正の検討を進めている中では、農林水産省の指導により、「規格の中に存在した JAS 適合品又はその同等品を使用すること」が記載されている事項について、全品目共通して削除の方向で進められております。つまり、JAS 適合品又はその同等品の使用の義務的な部分が削除されるため、「(3) JAS 適合品の使用についてその旨を最終製品に表示する製品」はさらに減少することになると思われます。

あり方検討会での検討事項ではありませんが、農林水産省の指導方向が矛盾しているのではないかと思います。

本当に、これらが農林水産省の現状認識であるとすれば、JAS 法の廃止を検討すべきであると思われます。

JAS制度のあり方検討会中間取りまとめに対する意見について

(法人の場合)

会社名	(匿名の希望 有・無)
住 所	

(個人の場合)

住 所	大阪市				
氏 名	松田 豊次 (匿名の希望 有・無)				
性 別		年 令	歳	職 業	団体職員
ご意見・ご要望					
1. JAS認定工場の経費について					
中間報告書において「JAS規格の在り方」において記述されていますが、も					
っとも強く要望するところは、(1)JASの権威を高める(JAS製品価格の					
製品価格で差別化ができること)ことの構築であります。					
認定工場の維持経費が製品原価に占める割合は、零細企業にとっては小さくな					
く、それを商品価格での回収が困難である。もっぱら自社の利益の中から捻出					
されている。そこで (2) 合板検査会の経費軽減に最善の方策をお願いします					
2. 第1種格付制度のに伴う登録認定機関制度について					
第1種格付制度の廃止による零細メーカーの救済手段として認定事業者の範囲					
を制定することとなっていますが、特に、生産者グループによる格付制度につ					
いては、次の点についての配慮をお願いしたい。					
(1) 現行の第1種格付制度の問題となった点は、発注から納品までの余裕がな					
い事がネックとなり利用できなかったのが実情である。					

新JAS制度への移行にあたっては、現在の商況の実情に照らして、利用しやすくすることが最も重要なことと思考します。迅速な格付け、低廉な費用、良好な品質確保が実現できるような格付制度を実現し、認定工場の取得ができない零細メーカーの救済をお願いします。

(2) 化粧合板は、非ホルム化、難剥離化などが必要欠くべからざる要件であるこれらの条件を満足させるための検査方法、検査機器の開発等に着手して頂きたい。

(3) 自己格付制度の発足と併せて事後チェック制度がスタートしますが、メーカーにとって事後チェックの結果はより深刻なダメージを覚悟しなければならぬ。それだけに物づくりに真剣な取り組みが期待されるが、事後チェック制度の検討にあたっては企業の命運がかかっている点の配慮をお願いします。

3. JAS制度における林産物の扱いについて

林産物は、工場生産と異なり生育環境に影響を受け、加工品となっても環境保全に大きな存在感を持っています。製造にあっても大規模化、大量生産になじみにくい製品特性である。環境保全資材であることによる特例的な扱いができないものでしょうか。

以上

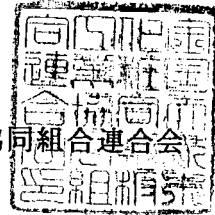


32

平成16年8月30日

農林水産省消費・安全局
表示・規格課 企画調整係 様

全国天然木化粧合単板工業協同組合連合会



J A S制度のあり方検討会中間とりまとめに対する意見について

このことについて、別紙の通り提出します。

平成16年8月30日

東京都港区西新橋2丁目13番7号(ササキビル)
全国天然木化粧合単板工業協同組合連合会

JAS制度のあり方検討会中間とりまとめに対する意見について

このことについて、次の通り意見等を申し述べます。

1 Ⅲの3「登録格付機関等によるⅠ種格付」関連して

- (1) Ⅰ種格付制度については、基本的には廃止の方向が示されていますが、この制度を利用して営業活動している業者は零細であることを踏まえ、十分慎重に対応願います。
- (2) 事業者認定を前提とした製品認証制度への一本化に当たっては、製造業者を構成員とする団体も認定可能とする、との考えが示されていますが、協同組合及びその連合会も含まれるよう検討願います。
- (3) また、現行の認定の技術的基準、検査方法等の取り扱いと異なる別の制度の創設を検討しているのでしょうか？

2 Ⅲの1の(1)に関連して

- (1) 現在の登録認定機関以外の組織が登録認定機関の登録基準を満たしていると判断される場合には、単に「届出」を行えば資格を取得出来ると理解してよろしいのでしょうか？

以 上

平成 16 年 8 月 30 日

農林水産省消費・安全局表示・規格課
JAS 制度のあり方検討会事務局 殿

社団法人全国木材組合連合会
阿 部 庄 吾

農林水産省が発表した「JAS 制度のあり方検討会 中間取りまとめ ～食の安全・安心に資する 21 世紀の JAS 制度を目指して～」のパブリックコメントについて

1. 中間取りまとめのサブタイトルである、～食の安全・安心に資する 21 世紀の JAS 制度を目指して～は、農林物資である包括的な意味でなく、食品のみに限定した表現と受けとられかねないことから、「～食の安全・安心・・・・～」を、「食の安全・安心及び農林産物の品質の適正評価に資する 21 世紀の JAS 制度を目指して」若しくは「食の安全・安心・・・・～」を「農林物資の安全安心・・・・～」等とすることをご検討をねがいます。

(社) 全国木材組合連合会 所在地
東京都千代田区永田町 2 丁目 4－3
永田町ビル 6 階

平成16年8月31日

農林水産省消費・安全局

表示・規格課 企画調整係 御中

東京都新宿区四谷3-4 エフビル

日本スープ協会 専務理事 上水流忠

「JAS制度のあり方検討会中間とりまとめ」に対する意見等の提出について
拝啓 当協会の運営に当たりましては格別のご指導等を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、標記のことにつきまして、下記のとおり、会員からの主な質問・意見等を提出しますので、よろしく願い申し上げます。

記

1. 「特色規格」と「標準規格」の区分等について

(1) 食品製造各社はそれぞれの食品について、新製品の開発・普及に努力しているが、現段階においては業界全体として特色のあるものとして消費者にアピールし、普及に努めるべき品質・生産プロセスを明確化した製品は殆んど見られず、「特色規格」として認定を希望できるものは極めて少ないのではないかと意見が多い。

また、特徴のある食品は各社の自由な競争のなかで生れるものであり、それをJAS規格として認定する必要性が必ずしも理解できないとの意見もある。

(2) 「特色規格」は標準的なものと対比して位置付けられるものと考えてるが、例えば、現行の「標準規格」の内容の区分として、一定の品質・生産流通プロセス等の区分を追加した場合も「特色規格」といえるのか。

(3) 既存の品目別JAS規格は殆んど「標準規格」と考えるが、今後は特例的な「標準規格」を除き廃止を検討する内容とされているが、将来的には可能な限り標準規格は廃止すると考えているのか。

2. JAS規格見直しの基準について

(1) 「なお、廃止の要件に該当する規格について、明確かつ合理的な根拠を説明できるものに限り、存続を検討する。(P9)」と記述されているが、「特色規格」あるいは「標準規格」として存続すべき根拠が示せない場合が廃止の要件に該当する規格であり、「根拠を説明できるもの」との記述は矛盾するのではないかとと思われるが、具体的にはどのような場合が該当するのか。

(2) 「原材料リストや数値基準は簡素化を図る。(P8)」とされているが、その理由及び具体的な例を示してほしい。

3. 品質表示基準のあり方について

「個別品目の品質表示基準は、原則として廃止を検討すべき」と記述されているが、品目の定義は食品の分類を明確にするものであり、一般名称とした場合は、長期的に考えると混乱することとも予想されること等から可能な限り存続されるよう要望する。

以上

「JAS制度のあり方検討会中間とりまとめ」に対する意見

当地能代は、張天井板（JAS上の製品名は天然木化粧合板）の生産においては、全国屈指の産地であり、私も、僅かばかりの生産量ではありますが、誇りと自負を持って約16年間この業に携わってきました。

さて、今般の「JAS中間とりまとめ」を拝見するところ、1種格付制度は廃止の方向との由。商いをしておりまして、一番大切なのは、しっかりした品質の商品をお客様に提供することと思っています。これは業種を問わず未来永劫変わらぬ真理で、JAS制度は客観的に品質評価を行うことができる必要不可欠な制度と認識しています。ただ、私のところのような零細企業では、JAS認定工場になるために必要な試験機器を設備したり、また、所要の有資格者を全て配する余裕はとうていありません。ですから、1種格付制度は是非ともなくてはならない制度であり、制度の存続を強く要望します。

また、「JAS中間とりまとめ」では、1種格付に替わる制度として、製造業者を構成員とする団体を組織し、その団体が事業者認定を受けて格付を行うことができる方向が示されていますが、この部分についてはあまりにも抽象的で、具体性・現実性がなく大きな不安を覚えるとともに、判断の材料としては極めて乏しいものと落胆しています。例えば、団体とは法人団体なのか、それとも任意団体でもいいのか、個々の企業の機械設備、製造方法がそれぞれ違うのにそれを一本化して本当に認定を受けることができるのか。また、団体の構成会社の一部からJAS不適合品が生産・出荷等された場合、構成他社への迷惑・損害は甚大であり、結果として団体としてまとまるのは現実的にはかなり無理があるのではないかと、等々です。従って、もっと具体性のある意見の取りまとめをすべきではないかと思われます。（中間報告書の体裁も、活字がびっしり並べられていて非常に目を通しにくいです。）

今秋には、とりまとめの最終報告を予定しているようですが、これほどの大幅改正です。委員の皆さん、農水省の担当官には、はじめに改正のタイムスケジュールありきではなく、生産者の立場に立った親身の議論をお願いします。

平成16年8月30日

JAS制度のあり方検討会中間まとめに対する意見

広島県竹原市忠海中町1-1-25

アヲハタ株式会社

- ① 日本は多くの加工食品を東南アジア諸国で、製造・輸入しています。消費者団体だけでなく、専門家である業界の意見も広く参考にして戴き、これらの国々に対して模範となるようなJAS規格として、残すべきと考えます。
- ② 国際規格に照らしたJAS規格の見直しを行なっていますが、安易にハーモニゼーションを進めるのではなく、従来からの良いJAS規格は業界とも相談しながら残すべきと考えます。
例えば果汁のJAS規格は業界の反対を押し切って国際規格に準じて改正され、アミノ態窒素、灰分などを撤廃した為、JASマークを付した偽果汁が出まわる結果となってしまいました。
- ③ 個別品目の品質表示基準における「名称」の定義廃止につきましては、「一般名称ルール」「一般誤認防止ルール」が明文化されておらず、各製造者の判断で名称表示をするようになれば、消費者の期待に応えるべき名称と中身が共通認識にならず混乱を招くと考えます。従いまして、個別品目の品質表示基準も残すべきと考えます。

37

平成16年8月31日

農林水産省 消費・安全局 表示・規格課 様

(有)一木商会 他15社

JAS制度のあり方検討会中間取りまとめに対する意見について

このことについて別紙の通りご報告申し上げます。

JAS制度のあり方検討会中間とりまとめに対する意見書

平成16年8月31日

- ① JAS認定工場を取得したくて、登録認定機関へ説明を聞きに行きました。弊社の場合、認定を取得するには、設備の改善や機械の購入などで数千万円ほどかかるようです。また専門知識を有する人材を二人以上増員する必要性が生じ、登録認定機関へ払う費用、試験体提出にかかる費用も月々数十万円ほどかかるようです。これでは工場をとっても維持していきません。また、取得用の資料の作成にしても、相当の知識を有する専門家が数ヶ月かけて取り組まなければならないもので、私はもとより、私の身近にもそのような人材はおらず認定取得を断念しました。化粧板業界は、中小企業、零細企業で成り立っており、大手企業であってもOEMで零細企業の力を必要としています。しかし、ほとんどの企業が認定工場になりたくてもなれないのが現状です。
- ② 8社でJAS認定を取得し、登録認定機関の二人の方に検査に来ていただくのに、交通費日当として、1回12万円を支払う場合、1社あたり1万5千円ではなく、1社12万円、総額で96万円支払わなければならないでしょうか。
- ③ JAS認定工場をJAS認定業者にし、製造業者以外の者でもJAS認定業者として登録できるようになるようですが、現在の厳しい試験義務、試験体提出などの制度はどうなるのでしょうか。
- ④ F☆☆☆☆が人間の体に優しいということは、虫にとっても同じであり、納品後の虫害のクレームが急増しています。化粧合板の製造にあたって、原材料として購入した普通合板にもともと混入していた虫であるにもかかわらず、化粧板メーカーが弁償しているのが現状です。責任の所在を含め、何らかの対策をとっていただきたい。
- ⑤ JAS認定書類は、私たちにとって複雑で量の多いものでとても対応できません。せめて書き方のモデルがあれば助かるのですが。
- ⑥ JAS認定申請書類の書き方にミスが出た場合、指摘はしてもらえますが、直し方までは教えてもらえません。公的機関の立場上理由はわかりますが、もう少し柔軟な対応が望まれます。

静岡県志太郡岡部町岡部1511-5	(有)一木商会
静岡市手越118	㈱うさみ
静岡県藤枝市仮宿1602-1	江間特殊工芸
静岡県田方郡函南町塚本215	㈱大川銘木
静岡市井宮町209	㈱きんぱら
静岡市中原345-1	(有)駿河突板店
静岡県藤枝市仮宿1560	高草銘奎
静岡市清水興津中町1378-3	(有)タカハシウッド
静岡市宮竹2-2-7	武田木材㈱
静岡県藤枝市水守459-1	(有)田野特殊合板
静岡県榛原郡榛原町細江190-10	榛南銘奎
静岡市津島町8-8	深城単板工業㈱
静岡市田町4-1	㈱宮城突板店
静岡市北丸子2-16-3	マリコ突板
静岡市中島2948	奎屋
静岡市牧ヶ谷2366	(有)山崎商事

J A S 制度のあり方検討会中間取りまとめに対する意見

住所 横浜市

氏名 森川徹

職業 団体職員

	意 見
I 検討に当たった基本的視点	①「消費者の視点」、「消費者のニーズ」とあるが、消費者の視点、ニーズは、どのようにして把握するのか。 ②「食育」は配慮しているのか。
II J A S 規格のあり方	4 頁 【対応方向】 「また、個々の・・・・・・廃止することを検討することとする。」 ①既存の J A S 規格を、評価すべきではないか。 ②日本の食文化を守るための規格は残す方針があつて良い。 伝統食品（凍り豆腐）、日本固有の食品（魚肉ハムソーセージ）の規格は、ただ見直し基準の数値だけで廃止された。
IV 品質表示基準のあり方	16 頁 名称規制のあり方と個別品目の品質表示基準の統合 【対応方向】 標準規格による名称の標準化は、食品衛生法との整合性をとること。（厚生省通知昭和54年11月8日環食第299号） 20 頁 表示規制の対象の拡大 【対応方向】 ①3頁の（1）基本的考え「最低限の伝えるべき情報」で良い。 多く書くことが、消費者のためか。 ②チラシを品質表示基準の対象にするのは、J A S 法の世界なのか。 統一食品法を推進すべきではないか。

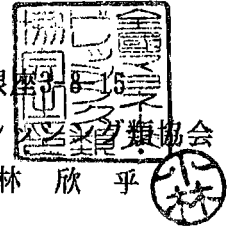
平成16年8月30日

「JAS制度のあり方検討会 中間
とりまとめ(案)」に対する意見

〒104-0061 中央区銀座3-8-15

全国マヨネーズ・ドレッシング類協会

専務理事 小林 欣乎



1. JAS規格のコンセプトの明確化等について

JAS規格の趣旨・内容を分かりやすくするために、「特色規格」又は「標準規格」を設けることが本案の趣旨の1つであるが、「特色規格」及び「標準規格」の要件が必ずしも明確でないため、逆にJAS規格のコンセプトを不明確にしており、また、制度改正必要性の根拠をを薄弱にしている。

このほか、現行規格に存在する「等級別規格」等の他の要素を直ちに切り捨ててよいものか疑問であり、整理して残すことも検討すべきである。

2. 規格の要件等について

(1) 本案の標準規格にどのような品目が該当するのか曖昧であり、よく分からない。当協会は、「標準規格」に該当する品目としてどのようなものがあるか例示するとともに、マヨネーズ・ドレッシングが標準規格に該当するか否か明らかにして欲しい旨口頭で何回か要望してきたが、これを示すことは困難であるという回答を得ている。また、第4回検討会において、座長は、「スタンダード、エクセレンスの論議については、次回、事務局から、具体的な品目を例にあげて、このように変えていきたいというイメージを示していただきたい。」と要請しているにも拘らず、事務局は、具体的な品目を呈示していない。

「標準規格」を設けたいのであれば、もっと具体的にイメージできるような要件を設定すべきである。

(2) マヨネーズについては、数年前にCODEX国際規格の制定が検討された経緯がある。

将来、マヨネーズ・ドレッシングのCODEX国際規格の制定が問題となった場合、JAS規格がないとわが国として意見を申し述べる根拠がなくなる。

また、海外諸国において規格が定められている品目は、規格の必要性が多くの国に於いて認められている証拠であるから、このような品目については当然標準規格に該当するものとして指定すべきである。

言い替えば、「CODEX規格がある品目、または海外の多数の国において規格が定められている品目」などは、「標準規格」に該当するように要件を追加するか

改めるべきである。

- (3) これ迄の議論の経緯を見ると、「特色規格」を原則とし、「標準規格」を例外扱いとしているが、このような考え方が一般消費者に理解されるとは考えられない。むしろ、「標準規格」を原則とし、「標準規格」を差別化したものを「特色規格」とすべきであるとする。

3. 名称規制の緩和について

これまでの検討の経緯をみると、はちみつを使用した場合、「マヨネーズ」の名称は現行品質表示基準では不可であることなどを例示し、これを理由に品質表示基準を撤廃し、名称規制を緩和しようとしている。

しかし、名称規制を緩和するためには品質表示基準における定義の改正という方法もあるので、直ちに品質基準の撤廃に結び付けるのは余り短絡的思考である。

また、品質表示基準を廃止しても、必要な場合は標準規格に一般的な名称の抛り所を求めることとしているが、品質表示基準とJAS規格の品目の定義は原則として同一であるから、定義を変更しない限り、このような方法によっても名称規制の緩和とはならず、単に品質表示基準の罰則規定が適用されないだけである。

事務当局の意図が、出鱈目の名称を表示しても罰則を適用したくないというのであれば、別である。

なお、わが国のほかEU諸国など海外多数の国において、マヨネーズの原材料としてはちみつは認められていないことを申し添える。

匿名希望

J A S 制度のあり方検討会中間取りまとめに対する意見の募集について

消費者にもっとわかりやすくきちんと理解して頂けるような制度になるように変わっていけば、我々の業界にとってもっとメリットのある制度になると思われるので、いろいろと問題はありますが変えていく必要がある。そのためにある程度必要性が見いだせない制度は廃止するべきだと思います。どうしても製造側の立場のみを主張する方が多く消費者不在の話し合いが多いので、我々の業界が製造している製品をもっと消費者の方に広く理解していただく方法などを今までとは違うやり方で広めていかなくてはいけない時期にきています。しかしながら今までしてきた方法では効果がないと思われるので、業界に少々痛みが生じてても消費者の理解（安全性など）して頂けるように J A S 制度がもっと広く理解され天然木化粧合板の最低基準となるべきだと思います。このような事を突き詰めていけば、消費者に安全で良い物を提供できるようになり、ツキ板のシェアをもっと広げることができると思います。

平成 16 年 8 月 31 日

〒103-0026

東京都中央区日本橋兜町 15-12

八重洲カトウビル 5 階

社団法人日本パン工業会

専務理事 小出 健士

性別 年齢

この「J A S 制度のあり方検討会中間とりまとめ」においてパンのような、J A S 規格もなければ当然その認証機関もなく、品質表示基準のみが「パン類品質表示基準」として存在する場合、この「パン類品質表示基準」の制度がなくなるのか、一定の改訂となるのか将来像が明確でなく、きわめてわかりにくい、以下の様な理由によりこの中間とりまとめにおいて廃止することを決めることには反対である。

「パン類品質表示基準」は平成 9 年に製造年月日から期限表示に日付表示制度が変わる際に制定されましたが、それまでパン類の表示は都道府県及び政令指定都市の条例で規制されていたため、包装したパンのような広域流通する商品にとって、各地で表示規制の方法が異なるのは流通上非常に支障が大きいため、全国統一した表示制度の制定がパン産業にとって不可欠であるとの観点から制定されたものである。

この「パン類品質表示基準」の制定により、製パン業界が全国統一した表示制度の下に表示が行われるようになり、消費者の表示に対する理解と信頼を得られるようになった。

現在「パン類品質表示基準」でパンの定義は、食パン、菓子パン及びパンと分類しており、この分類に従って名称の表示をすることとなっている。この食パン、菓子パンという分類は消費者にとっても分かりやすい分類であり、実際に販売されている多種多様なパン類を大きく分類するにはきわめて優れた分類であり、一般的に消費者にも受け入れられていると思っている。仮に、製パン業者が自分の製品にその特色を現す名称を自由につけた場合には、各社で同じような製品に異なる名称をつけることになる恐れがあり、かえって混乱の元となると思われる。また、製パン業者にとっても、分類名称に一般呼称を用いた場合に、それが消費者に理解されるかどうか迷うことが懸念される。

また農林水産省のパンに関する統計もこの分類とほぼ同じ内容となっており、表には現れないが社会的にも一定の役割を果たしており、「パン類品質表示基準」がなくなると困ることになる。「パン類品質表示基準」に関しては特に改廃すべき事由もなく、そのような評価を聞いたこともない。また表示に関する制度は時間をかけて定着させてきたもので

あり、軽々に改廃すべきではない。

いずれにしても、現在ある品質表示基準制度は、その業界にとって大切な背景も有し、またこれまで積み上げてきた実績も大きいので、簡単に改廃することは問題である。J A S調査会での検討に当たっては関係業界の意見に十分留意するよう中間とりまとめにおいても明記していただきたい。

平成16年8月30日

サントリー株式会社

東京都港区元赤坂1-2-3

ＪＡＳ制度のあり方検討会による「表示規制の対象の拡大の検討」に対するコメント

消費者への適切な情報提供を前提としつつ、仮に通信販売広告全般に規制が行われた場合に生じる問題点を以下列挙いたしました。

■ 広告スペースの問題

- ・広告であるべきであるという表示事項（内容）にもよるが、新聞における広告展開が通信販売の主体であることから、その中で表示を行うことは、制限されたスペース（通常新聞3段・5段程度）で、本来目的とする商品説明や商品ラインナップを紹介するスペースを大幅に圧迫することになる。場合によっては、対応が困難になったり、そのために新聞紙面を余分に確保することにもなる。
- ・上記のような限られたスペースで表示をした場合、現状でも高齢者が多い健康食品通信販売において、既に文字が小さくて読み辛いなどと言われているなか、表示の部分も含め更に読みづらくなり、表示の意味も希薄になる。
- ・テレビを活用した通信販売の場合、限られた時間内の画面で表示を示しても、一瞬のことで実態として意味がなくなる。また、そのために静止画像にて表示を行った場合、新たな媒体コスト増となってしまう。

■ 個別表示と広告との整合性

- ・複数商品をくくる広告表現と個別商品に行う表示は別物であると考えており、項目などの面において全く同じ規制の網をかけるのには無理があると考ええる。例えば、賞味期限のような場合、個々の商品に表示することに意味があり、広告表示との間に整合性の取れないものも出てくる。

■ 通信販売での商品情報提供・消費者保護

広告内容のみでは情報提供に限界があるということで、例えば、消費者が不利益を被らないように以下のような体制や仕組みをとっている場合は配慮すべきと考える。

- ・通信販売広告においては、お客様対応のため必ず電話受付窓口を明記し、商品情報に対する疑問や質問に答えられる体制をとっていることで、お客様が購入前に事前に確認することができる場合。
- ・仮に購入後に正当な品質上の疑義（事前に知っていれば購入しなかった）があれば、購入後にキャンセルすることができることになっている場合。

このように、消費者への適切な商品情報の提供という主旨には賛同いたしますが、「広告一般」に対象を広げるには様々な課題・問題点が考えられるため、「規制対象」「表示項目」については慎重な検討が必要と考えます。

今回の主旨から、「広告一般」というより「商品カタログ」を表示規制対象と考えた場合、購入時に質問・確認等ができない（問合せ先が明記されていない）インターネット販売はその候補と考えられます。インターネットでの販売形式であれば、広告スペースの問題は対応可能であり、ホームページ上のカタログ表示部分をJAS表記規制対象にすることに異論はありません。

以上

平成16年8月31日

「JAS 制度のあり方検討会中間とりまとめ」に対する意見書

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町1-3-9

日本橋三英ビル3階

電話：03-3667-8311

日本食品添加物協会

会長 稲森俊



「JAS 制度のあり方検討会中間とりまとめ」に関し、下記の意見を提出いたしますので、ご検討のほどよろしくお願いいたします。

記

1. 「Ⅱ JAS 規格のあり方 4 JAS 規格の制定・見直しの基準への反映」に関する意見

1-1. 「標準規格」に関する意見

(1)意見

「標準規格」における食品添加物の使用制限を撤廃していただきたい。具体的には、「標準規格」の新規制定時及び定期的見直し時の基準に反映していただきたい。

(2)理由

検討会の委員より次のような意見が出された結果、食品添加物の使用制限に関する表現が「中間とりまとめ案」から完全に削除されたことを重く受け止めていただきたい。

①第4回検討会（平成16年1月28日）

食品の多様化には、安全性の確認された食品添加物の貢献が大き。安全性の確認された添加物についてまで、拒絶反応を起こすのは止めて欲しい。

②第7回検討会（平成16年5月19日）

JAS 規格の制定・見直しの基準の中で、食品添加物の限定という例示があるが、この部分は「消費者ニーズに対応」だけでよい。

1-2. 「特色規格」に関する意見

(1)意見

有機 JAS 規格等「特色規格」における食品添加物の使用制限を見直し、有用性・必要性の高いものについては、すべて認めるようにしていただきたい。

(2)理由

検討会の委員より出された意見を踏まえて、食品添加物の使用制限に関する表現が「中間とりまとめ案」から完全に削除されたことを重く受け止めていただきたい。

2. 「Ⅱ JAS 規格のあり方 3 JAS マークのあり方（JAS マークに具体的な内容を付記）」に関する意見

(1)意見

JAS マークに「添加物不使用」等の食品添加物に関する表示を付記することは、適当性

を欠くので差し控えていただきたい。

(2)理由

検討会の委員より出された意見が認められず、「中間とりまとめ案」から完全に削除されていることを重く受け止めていただきたい。

3.「Ⅱ JAS 規格のあり方 2 新たな社会ニーズに対応した JAS 規格（1）表示とリンクした JAS 規格」に関する意見

(1)意見

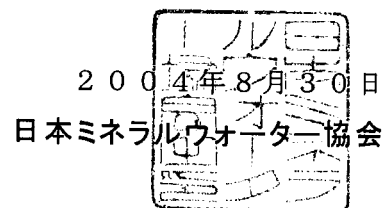
「添加物不使用」等の食品添加物に関する表示を対象とした JAS 規格（表示とリンクした JAS 規格）は、適当性を欠くので制定しないでいただきたい。

(2)理由

検討会の委員より出された意見が認められず、「中間とりまとめ案」から完全に削除されていることを重く受け止めていただきたい。

以上

農林水産省 消費・安全局
表示・規格課 企画調整係 殿



JAS 制度のあり方検討会中間取りまとめに対する意見

標記の中間取りまとめ（以下「取りまとめ」という）において、個別品質表示基準を原則として廃止し、また、名称・定義以外の原材料表示等の特例は横断的品質表示基準に整理統合する方向で検討するとされています。しかしながら、現実には消費者に優良誤認を与える可能性が強い事例も少なからず見受けられます。従って上記の中間取りまとめ方針の取り扱いは、十分慎重な対応を要望します。定義・品質に関しては、業界関係者の意見を重視し、また個別の品目の現状を考慮して、その制定については必ずしも例外的なものとはせず、現実的に柔軟に対応すべきであると考えます。

さて、堅調な市場拡大が続いているミネラルウォーター業界の現状および問題点をふまえ現行の「ミネラルウォーター類（容器入り飲用水）品質表示ガイドライン」（以下ガイドラインという）に準じた名称・品質の標準が特に必要と判断し、下記の通り意見を提出いたします。

記

1. 日本ミネラルウォーター協会としての意見

ミネラルウォーターに関しては、「取りまとめ」で論議されている「重大な誤認」の発生や「まがい物」を防止するため、現行のガイドラインをベースとして所要の修正および追加等を行った上で、新たな品質表示基準が必要である。

2. ミネラルウォーター業界の現状と課題

1) 市場拡大に伴い、より厳正なルールが必要

過去 10 年間の平均的な数量の伸び率は約 15%/年であり、2003 年の金額（国内生産者出荷額ベース）は 1,000 億円を超えている。こうした順調な推移のときこそ、秩序ある公正な競争が行われるための厳正なルールの制定が必要である。

2) 新規参入者へのルール徹底策が重要

全体としての事業者数は減少しつつあると思われる一方、新規参入も多数みられる。新

規参入者には、現行のガイドラインを理解し順守することに混乱が見られるケースが多く、とくに表示については明確なルール of 徹底をはかる体制が必要である。

注) 国内生産者数(推定): 約 400 社/1997 年 → 約 300 社/2003 年

3. 品質表示基準の必要性

現行のガイドラインを含めた何らかの品質表示基準がないと仮定すると、次のような問題点が考えられる。

価格競争やシェア競争の激化で、「重大な誤認」の発生や「まがい物」の横行が懸念される。例えば、水道水をボトルに詰めてナチュラルミネラルウォーターとして販売するような極端な場合や、現行ガイドラインでナチュラルミネラルウォーターにしか認められていない「天然」という用語の乱用などが想定される。現行のガイドラインはこのようなまがいものの横行等に対して、一定の歯止めとなっているものの、ガイドラインの性格上、法的拘束力がなく十分に順守徹底が図られているとは言えない状況である。

4. ミネラルウォーターの品質表示基準のありかた

以上のようなミネラルウォーター業界の現状と問題点をふまえ、消費者が市販のミネラルウォーターを適正な表示に基づいて正しく、的確に取捨選択できるために、名称・定義とともに、それ以外の原材料表示等を含めた品質表示に関する公式の法的ルールが必要であると考ええる。

虚偽誇大広告に対しては「健康増進法」、合理的根拠のない健康優良性の標榜に対しては「景品表示法」による規制が行われているように、従来からミネラルウォーター業界として重視してきた現行のガイドラインを基本に、ミネラルウォーター事業の現状と問題点を検討、加味した修正および追加等を行なって、新たな表示基準として法律化が必要不可欠であると考ええる。

「健康増進法」、「景品表示法」とともに新たに「品質表示基準」が設けられ、3拍子揃うことにより、消費者が安全・安心を確保しつつ適正かつ的確な商品選択が可能になるとともにミネラルウォーター業界の健全な発展が期待できるものと確信する。

以上

連絡先: 日本ミネラルウォーター協会
〒160-0022 東京都新宿区新宿 2-9-17
藤原ビル五 4階
TEL: 03-3350-9100
FAX: 03-3350-7960

平成 16 年 8 月 31 日

(財)食品産業センター

(1) はじめに (JAS 制度の意義) について

①中間取りまとめにおいても指摘されている通り、JAS 制度はこれまで、まがい物・粗悪品の防止や個別の飲食料品等の品質向上に大きく貢献してきており、消費者の商品選択の拠り所としての重要な役割を担ってきました。その点についてはこれからも積極的にその役割を果たしていかなければならないものと考えます。従って、JAS 制度の運用にあたっても、これまでの JAS 規格の役割と今後果たすべき役割を踏まえ、十分な対応が必要と考えております。また、個別品表の名称定義もこれまで同様、今後も重要なものであると考えております。

②食に対する信頼性の更なる確保と新しい社会的ニーズへの対応ということは極めて重要な視点であり、そのためにも適切な制度の見直しも図っていかなければならないと考えます。

③食の世界における飲食料品の輸出入が高まる中、国際規格との整合性を図っていくことが今後、極めて重要となってきます。

上記の 3 点を踏まえて、しっかりと対応して頂きたいと思料します。

(2) 「標準規格」と「特色規格」について

JAS 規格のコンセプトの明確化への対応として、まず「特色規格」が提示され、さらに生産、取引又は使用の合理化を図るため、標準となる定義・品質を示す規格として「標準規格」が提示されています。しかしながら、基本となるのは「標準規格」であり、これまでの JAS 規格についても、相当部分はこれに当たると考えており、上項①に述べた重要性はこれからも果たしていかなければならないものと考えます。

なお、「特色規格」の要件として、「ある成分が一定以上含まれること」という品質基準が例示されていますが、事例として示すのであれば、薬事・効能と誤解されないよう、「成分」ではなく、「原材料」と記載するのが妥当ではないかと考えます。

(3) 新たな社会ニーズに対応した JAS 規格について

JAS 規格の基本は「消費者の選択に資する」ということであり、社会的なニーズに応えた JAS 規格を導入するということは、高齢化、少子化あるいは外国人労働者の流入等による消費構造・消費者属性の変化も踏まえて、個別の物資に着目して定められる JAS 規格のみならず、物資横断的なものや新規の品目も取り入れ、広い視野で検討すべき重要な問題であります。

当センターからも3月来、提案しておりますが、これら新たなJAS規格の設定については早い時期の検討を積極的に進めていただきたいと考えます。

(4) その他のJAS規格について

6ページ、(3) その他のJAS規格の【対応方向】4行目最後、「例えば加工食品の原料となる野菜・果物等、生鮮食品についてのJAS規格を検討する必要がある。また、特定の需要・消費者を対象としたJAS規格の制定についても検討する必要がある。」と、下線部分を追加していただきたい。

(5) JAS規格の制定・見直しの基準への反映について

8ページ、(b)「標準規格」については、「標準規格」であっても時代の移り変わりとともに、食品製造業の技術水準及び消費者の求める品質に応じて変化することも踏まえ、見直しも必要となるので、文章にその趣旨を盛り込む必要があると考えます。

(6) 名称規制のあり方と個別品目の品質表示基準の統合について

名称の定義・個別品表により、商品概念を明らかにする名称とその定義が定まっているということは、飲食料品の内容や品質について消費者が期待するもの、すなわち、消費者の購買時の便宜、調理・食習慣といった日本の食生活の基本を形作ってきたものであるということを十分認識する必要があります。

また、このことによって、消費者と企業の信頼関係が成り立っているものと考えております。

名称規制が消費者の選択の妨げとなっているというようなことはありえず、名称規制があることによって消費者が安心して商品を選択できるという現実を認識する必要があります。

このように個々の飲食料品の名称・定義は非常に重要なものであり、その見直しについては個別品表の5年毎の見直しの中で、専門家とJAS調査会における十分な検討と議論を経た上で、慎重に対応していただきたい。

また、17ページ【現状】上から9行目後半、「厳格に過ぎる規制となっていると考えられる。」と書かれてありますが、「均衡を欠く規制となっていると考えられる。」が妥当な表現ではないかと考えます。また14行目以下に書かれている不具合の事例については、逆に名称規制がまがい物の防止をはじめ、消費者の商品選択の安心に寄与してきたという指摘もあり、意見を載せるのであれば両方の意見を載せるべきであり、一方的な意見の記載はすべきではないと考えます。

(7) 表示を行う際の根拠書類等の保持について

根拠書類等の保持が義務付けられる場合、加工食品のみならず生鮮食品もその対象となりますが、加工食品と生鮮食品では流通・販売の形態が異なっているため、制度の導入に際しては生鮮品について市場等の関係者の意見を聞きながら、その実効性については十分な調査・検討が必要であると考えます。

以上、

平成16年8月31日

日油協16発第61号

農林水産省消費・安全局
表示・規格課規格調整係 御中

社団法人日本植物油協会
東京都中央区日本橋3-13-11
油脂工業会館内
事務局責任者：神村 義則
電話：03-3271-2705

「JAS制度のあり方検討会中間とりまとめ」に対する意見について

標記の件に関し、次のとおり意見を提出いたします。

なお、本意見は植物油製造業の実態を踏まえたものでありますことを、念のため申し添えます。

記

1 基本的視点

(1) JAS制度のこれまでの評価に関し

① 現行JAS規格は、優れた品位を有する規格です

本とりまとめにおきまして、現行JAS制度に関しそれほど高い評価が与えられず、否定的見解が随所に見られることを大変残念に思います。

JAS規格の評価は“まがいもの防止”という消極的役割に矮小化されるものではありません。植物油に関しまして、JAS規格は紛れもなく“いいもの”を示す規格であります。ここで、“いいもの”とは、「それぞれの時期における業界の製造技術水準及び消費の成熟段階に応じて求められる品質にふさわしい品位を備えた規格」であることを意味します。したがって、外的条件の進展に伴い規格の品位は向上してまいりました。また、それぞれの時代の要求に即応した“いいもの”を追求するため、5年ごとの規格

見直しが行われていると理解しております。

私ども、製油業界は、J A S 規格をこのようなものと認識し、その認定工場となるべく技術を向上させ、優れた商品開発に努めて参りました。現行規格が“いいもの”であることは、私どもを訪問される海外の製油業界が、自国ではこのような優れた商品は製造できないと感想を述べられることによっても確認できるものであります。

② J A S は、業界の流通構造改善に寄与してきました

品位の向上は、取引の改善にも大きく寄与いたしております。私どもが J A S の認定を目標にするのと同時に、市場においても J A S 規格に適合しない商品を排除することにより、適正な競争が可能になる透明性の高い市場が形成されました。このことが、流通の改善、加工業界との取引の適正化に大きく貢献しました。

このような視点から、改正ありきを前提に現行 J A S に対する評価を矮小化することは、適正な議論を誘発したとは言い難い面があると考えます。

J A S 制度の発展には、それぞれの業界がこの制度をどのように受け止め、活用するための努力を払ってきたかということが原動力として機能したと考えます。後半の検討会においては、このような評価を踏まえて議論が展開されることを望みます。

(2) 消費者の認知度が低いとの認識に関し

議論の底流として、J A S 制度が消費者に広く知られていないという強迫観念があるように感じます。しかし、制度が認知されていることと、その制度が適正に機能していることとは明らかに異なる概念です。消費をする皆様にとりまして、商品に示された表示が適正で、品質・品位が満足できるものであることがまず重要であり、それがどのような法令を根拠にしているかは重要なことではないと考えます。

J A S マークは、私どもが誇りの持てる商品を提供していることの証であり、また、クレームへの対抗手段としても重要なものです。

J A S 制度の基本は、制度自体が自己主張をすることにあるのではなく、“縁の下の力持ち”の存在として、商品の信頼性を支えていることを誇りとするところにあると考えます。また、この議論に基づく改正が行われたとしても、消費者の皆様の認知度が高まるものではないことも明らかです。今後の検討会において、なお、このような認識を前提に議論が進められることには賛同いたしかねます。

(3) J A S 制度は農林水産省の食料政策であることに関し

J A S 制度は、申し上げるまでもなく農林水産省の食料政策の一環として位置づけられ、厚生労働省の食品安全政策とは異なり農林水産物に基礎をおいたものであると理解いたします。

検討会においても議論があったとおり、近年、特定物質の機能に着目し、これを食品

に応用するケースが増加しております。これらのなかには、農林水産物ではなく化学品に基盤を置くものであります。このような薬事或いは医療効果をねらいとするものは、食品の品質・品位を明確にし、表示により情報を公開するというJAS制度の基幹とは相容れないものと考えます。

これら商品の特性が分かりづらいという消費者の皆様の声に対しては、JASのシステムではなく、開発・販売者に厳しく情報開示を求める対処が必要であります。このような原点の認識がないままに、溢れかえる新規商品をJASによって位置づけようとするには賛同できません。

(4) 安全・安心に関し

とりまとめの中に、「安全・安心」のことばが随所に出てきます。しかし、食品とは安全であることが当然の前提であり、その前提に立ってJASは商品の品質と表示とを規定している制度と考えます。常套句を安易に使用することは、JASの性格を見失う契機となりかねません。

2 JAS規格のコンセプトに関し

(1) 現行JASのコンセプトに関し

中間とりまとめでは、現行JAS規格のコンセプトが不明瞭であることを指摘されています。しかし、現行のJASは、上記1の(1)の①で述べましたとおり、今日の製造技術水準と消費の成熟段階に即応した品質・品位を示す規格として成立していると考えます。そして、最終商品の分析では確認しがたい有機食品や安全確保のための生産工程履歴に関し社会的検証が必要なものについて、不正防止をかねて特定の規格を付加するという理解しやすい内容となっております。また、「業務用取引規格」との記述がありますが、これは特定の商品に適合するもので、通常の商品においては、業務用、家庭用のいずれにおいても最終商品として兼ね備えるべき優れた品位・品質には差異がないことが原則であります。このような視点から、コンセプト不在であるとする断定には疑問を有しております。

(2) 「特色規格」、「標準規格」の考え方に関し

① 標準規格

JAS規格は、商品の品質・品位を示す標準であり、絶対概念であると考えます。ここで言う絶対とは固定的を意味するのではなく、製造技術水準や消費の成熟度によって変動するものでありますが、消費する皆様が不安なく消費できる品質・品位を備えた規格であることを意味します。食品に対する安全・安心は、このような規格により支えられるものと考えます。なお、検討の過程において、このような標準が、“最低規格”か“優位規格”であるかという議論が散見されました。しかし、この議論はJAS制度を的確

に理解してない議論であることを指摘いたします。JASの認定を得、JASマークを獲得するためにはJAS規格をクリアしなければなりません。したがって、JAS格付けを重要視する商品においては、結果的にJAS規格が最低規格の性格を有することになります。このことは結果論であり、規格が優れたものではないことを意味するものではないことを理解いただきたいと思います。したがって、JAS規格は、すべからく標準的性格を有するものでなければならないと考えます。

このような視点から、中間とりまとめに示された標準規格の定義①～③は納得しかねるものであります。

② 特色規格

特色規格に関しては、具体的なイメージが不足しております。とりまとめで述べられている内容であれば、現行の特定規格で対応が可能ではないかと考えます。

特色とは、他のものと異なるという概念です。したがって、絶えず比較対照が存在するなかでのみ理解しうる相対的概念であります。このような相対的概念は、時代のトレンドによって大きく揺れ動き、かつ、何を以てこの規格の対象となる特色であるかという判断も変動的、かつ、恣意的な色彩を有するものであります。商品によっては、無数の特色が存在する可能性もあります。このような不安定で、判断基準が不明確な特色規格を前面に出すことは、JAS制度が有すべき機能ではありません。JASマークを安全・安心の目印として機能させたいとの意向があるのであれば、特色規格では対処できるものではないと考えます。

なお、特色規格の一例として「ある成分が一定以上含まれること」を要件とする考え方が示されていますが、これは1－(3)で述べましたとおり、JAS制度には不適合な例であると考えます。農林水産省における“健康と食生活”政策は、適切な食生活の実行により健康を維持することを基本視点とするべきであり、薬事・医療効果を食品の品質・品位を示す規格に求めるべきではないと考えます。

(3) その他のJAS規格の考え方に関し

流通JASの考え方は、これが規格という名称にふさわしいものであるかどうか疑問を抱きます。これの認定・検証は技術的にも困難であり、かえって不正の温床を作りかねません。不正行為は、行為当事者が責めを負うことは当然であります。不正を生じやすい制度にも問題があると考えます。

また、生鮮食品のように土地及び気候条件により品質が左右される食料について、品質の標準となる規格の設定が適切とは考えません。特に、加工食品の原料に着目して規格設定を述べておられますが、このことは、加工業による原料農産物選別に口実を与えかねず、規格外品の大量処分という問題も生じかねません。資源の有効利用という観点からも、落ちこぼれ農産物の発生を制度的に推進することに疑義を感じます。

3 JASマークのあり方

ここでは、消費者の認知度が低いという強迫観念が示されていますが、これに執着することの愚かしさは前述のとおりです。なお、JAS製品を原材料として使用していることがアピールされていないことを問題点とされていますが、JASは消費者向け商品にのみ適用する制度とされ、また、JAS製品を原材料としなくとも最終製品がJASを取得できるとされた制度変更に起因するものであります。

消費者の皆様への認知は、それぞれの業界がJASをどのようなものとして位置づけ、活用するかに関わっており、制度上の問題ではありません。ちなみに、当業界におきましては、全国で講習会やセミナーを開催し、JASの普及に努力を重ねておりますことを付言いたします。

4 JAS規格制定・見直しの基準への反映

特色規格については賛同できない旨、繰り返し申し上げます。

標準規格に関しては、ここに定義された内容ではなく、「食品製造業の技術水準及び消費者の求める品位・品質に応じた規格」との概念をいれ、JAS規格が“いいもの”を意味する規格であることを強調されることが必要であると考えます。

5 登録外国認定機関の同等性要件の緩和に関し

認定機関登録制への移行という国内措置との整合性からやむを得ない措置とも考えますが、JASマークを貼付した商品が市場で競争する現実を踏まえ、JASに対する理解の浸透、法令の遵守義務を徹底するシステムの確立が現在の農林水産省において可能であることが前提になります。これらに関し、どのようなシステムを構築するのかを後半の議論において展開されることを希望します。

6 I種格付け廃止の提案に関し

I種格付けは、製造所がJAS認定を受けられないものの、その商品がJAS規格に適合した商品であると認定される場合に、JAS品であることの主張を認める手法です。このJAS規格への適合は、科学的分析によってその商品の適格性を判断することが第一義的に必要であります。このことは、JAS認定工場であっても、最終商品の分析によって不適格と判定する場合には、JAS品として認められないことで明らかにされています。この原点を失念して、I種格付けに意味がないとすることは、JASの本質、すなわち“最終商品が求める規格・基準に適合している”ことに沿うものではないと考えます。

廃止の理由として、まず原材料の使用や製造方法の把握が困難なことが挙げられていますが、確かに商品によってはそのようなものも存在するかもしれませんが、例えば植

物油については最終商品の分析で、十分に J A S 規格適合の可否が判定できることを申し添えます。今後、輸入食品が増加すると見込まれる中で、商品の科学的成分分析をないがしろにすることが安全・安心の方向に一致するとは考えられません。

第 2 の廃止の理由に、サンプリングの誤差を挙げられております。しかし、J A S 規格適合の判断は全てサンプリングにより行われており、I 種格付けにおいてこのようなことを理由とされるのであれば、全ての食品にサンプリング理論を適用せず、全数分析とする考え方の導入が必要になります。これは制度の否定につながります。

また、やむなく I 種格付けが必要な場合に、輸入業者や業界団体等による補足的認定の可能性を示唆されていますが、登録認定機関に関して、その技術能力に対して厳しい要件が必要とされるにもかかわらず、この部分についてのみこのような措置を講じることとは、J A S 制度の信頼性を大きく揺るがすことが考えられます。

多くの消費者の皆様は、増加する輸入食品に対して必ずしも安心感を抱いておられない中で、それらの科学的分析は必要性が高まっているという認識こそ正常であると考えます。現実には、記述されているような生産工程に熟知した輸入業者や業界団体は皆無に近いなかで、I 種格付けの廃止は輸入食品の排除に結びつき、輸出国から事実上の貿易障壁との指摘を受けることも想定しなければなりません。

7 格付け検査の方法のあり方に関し

指摘されているように、サンプリングや検査方法の不統一がある場合には、その改善・向上は J A S の信頼性確保のため不可欠と考えます。ただし、【現状】に記述された格付け検査方法②において、“原材料や製法が限定されている中で、「最終製品の検査」という検査方法だけでは、規格への適合性のチェックが困難となってきた”との説明は不可解です。原材料や製法が限定されれば、検査は容易になるのではないかと考えます。

8 品質表示基準のあり方に関し

食品に関し、個別の商品の定義が明確にされていることは、消費者の皆様にとって最も重要な問題であり、これが商品選択の妨げになっていることはあり得ないことをまず申し述べます。

基本認識の一つとして、消費者は商品の強調表示みに目が行きがちであることをもって、現行制度の規制が過度に厳しいという判断の根拠とされるは奇妙な論理であります。一括表示を見過ぎしがちであるのは、J A S のこれまでの実績により商品に対して一定の安心感があることを意味していると理解するべきと考えます。前述いたしましたとおり、機能性食品群の登場以来、通常の食品をバランス良く摂取し、適度の運動を組み合わせることで健康を維持するという本来の“健康と食品”という概念が後退し、特定の機能性を追求することが健康志向であるとの誤謬が生じています。J A S 制度は、農林水産省

の食料政策の一端を担う存在として、これらを明確に峻別する使命があると考えます。

食品には一定の範があり、名称定義はその範によって定められることが必要です。

商品の氾濫による消費者の皆様の困惑を回避するためだけに、厳密な定義を避けることは、安全・安心を標榜されるJASの本質ではないと考えます。

後半の検討会において、このような議論が行われることを強く希望します。

9 認定機関の登録制への移行に関し

これが行政改革に結びつくとは考えがたいのですが、時代の流れとして受け入れざるを得ない問題と考えます。ただし、食の安全・安心に関し高い信頼性のおける機関でなければ登録を認めない姿勢が必要であると考えます。現実の業務において、分析証明等を求められることが多くなりましたが、公定もしくは認可機関の証明でなければ信頼されない場合がほとんどとなっています。このため、登録を希望する機関に対しては、これまでの認可機関と能力において同等性であることを厳密に審査されることを希望いたします。競争という名目の下に、分析料金だけを競争条件とする信頼性に欠く機関が登録されてはならないと考えます。

以上

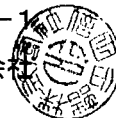
平成16年8月28日

農林水産省消費・安全局

表示・規格課企画調整係 御中

千葉県銚子市三軒町2-1

信田缶詰株式会社



「JAS制度のあり方検討会 中間取りまとめ」に対する意見について

このことについて、下記のとおり、登録格付機関等によるⅠ種格付け制度の存続を強く要望しますので、是非ともご高配を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

記

(1)国際貿易取引において、近年益々輸入相手国側は、公的機関による品質証明書(Inspection Certificate)等の提出要求を強めております。このため、平成9年の輸出検査法の廃止に際しては、ご承知の通りJAS法で手当てするからとの約束の下、輸出検査法の廃止に同意した経緯がございます(JAS規格の第Ⅰ種格付け(ロット検査)で検査行い、合格品について登録格付機関で証明書の発行を行って頂いています。)

しかるにこの度、「Ⅰ種格付け制度を廃止することが適当である。」との対応方向が示されておりますが、Ⅰ種格付け制度が廃止されますと、品質証明書等の発行が不可能となり、水産缶詰の輸出が出来なくなってしまう。

なお、中間とりまとめ(案)のP. 14に、「生産工程を把握し、適正に検査・格付を行う能力のある事業者であれば、製造業者を構成員とする団体、販売業者、輸入業者等も認定を受けた上で格付けを行うことが可能な制度とすべきである。」と記載されていますが、弊社が加入しております団体は、常勤、非常勤の役職員数が僅か4名であり、今後新たに人的・物的に検査体制を整備することはまったく不可能であります。従って、かかる救済措置は弊社にとってはまったく無意味であります。

(2)現在、貴省では農林水産大臣を始め関係者が一丸となって鋭意輸出振興に取り組んでいらっしゃるのとっておりますが、もし仮にⅠ種格付け制度がストレートに廃止されますと、言動不一致も甚だしいと言わざるを得ませんし、約束を反古にされたということで、農林水産行政に対する信頼を著しく損なうこととなります。

よって、なにとぞ、従来どおり、Ⅰ種格付け制度を存続されますよう強くご要望申し上げます。

以上

農林水産省消費・安全局
表示・規格課企画調整係 御中

平成 16 年 8 月 31 日
佐賀県佐賀郡大和町尼寺 1 3 6 9
日興食品株式会社

「JAS制度のあり方検討会 中間取りまとめ」への意見

第1種格付け制度について

現状：

- ① 平成9年に輸出検査法が廃止されたため、みかん缶詰の輸出向けにおいて、品質証明書の発行が困難となったため、関係官庁などの指導のもと、JAS規格の第1種格付け（ロット）で検査を行い、合格品について登録格付け機関で証明書の発行を受けることができた。
- ② 行革改革の一環として、検査・検定機関に対する行政の関与のあり方を平成17年度までに見直すことが閣議決定された。

「JAS制度のあり方検討会 中間取りまとめ」が平成16年7月に発表され、その中で現在の枠組みにおける第1種格付けの制度は廃止することが適当であるとあります。

問題点

みかん缶詰の輸出において、輸入国サイドからの品質証明書等の要求がある。第1種格付けが廃止された場合には、証明書等の発行が取れなくなることになり、証明書を必要とする輸出が不可能となり、業界にとっては危機に追いやられることとなります。

これらのことから、

現行JAS規格の第1種格付けを存続し、ロット検査が従来どおり行われ、証明書の発行が継続してできるように願います。

平成16年8月31日

〒100-0950

東京都千代田区霞ヶ関1-2-1

農林水産省消費安全局表示規格調整係長

〒709-0002 岡山県岡山市桑野709-0

岡山県果薬工業協同組合

JAS制度のあり方検討会中間取まとめに対する
意見について

各種ニンニク製品はニンニクが主原料であり
製品化した場合製品に止める水分の割合が多く
従って有機栽培、減農薬、低農薬で栽培された
生芋は多量一部農薬で栽培されたニンニク芋が
製品化し其の製品を分析検査した場合区別が
つきません。従って有機栽培、減農薬、低農薬等の
表示は意味がないと考えられます。此の度の制度
改正に当り製品化されたニンニク製品については
JAS法の対象から除外して頂き度いと思ひます。

象

農林水産省 消費・安全局
表示・規格課 企画調整係 御中

2004年8月30日

横浜市

花原卓爾 

JAS 制度のあり方検討会 「中間取りまとめ」に関する意見

標記の中間取りまとめ（以下「取りまとめ」という）において、個別品質表示基準を原則として廃止し、また、名称・定義以外の原材料表示等の特例は横断的品質表示基準に整理統合する方向で検討するとされています。しかしながら、現実には消費者に優良誤認を与える可能性が強い事例も少なからず見受けられます。従って上記の中間取りまとめ方針の取り扱いは、十分慎重な対応を要望するとともに、定義・品質に関しては、個別の品目の現状を考慮して、その制定については必ずしも例外的なものとはせず、現実的に柔軟に対応すべきであると考えます。

さて、堅調な市場拡大が続いているミネラルウォーターについては現行の「ミネラルウォーター類（容器入り飲用水）品質表示ガイドライン」（以下ガイドラインという）に準じた名称・品質の標準が特に必要と判断し、下記の通り意見を提出いたしますので、よろしくご勘案いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 私の意見

ミネラルウォーターに関しては、「取りまとめ」で論議されている「重大な誤認」の発生や「まがい物」を防止するため、現行のガイドラインをベースとして所要の修正および追加等を行った上で、新たな品質表示基準が必要であると考えます。

2. ミネラルウォーターの現状と課題

1) 市場拡大に伴い、より厳正なルールが必要

順調に伸びているときにこそ、秩序ある公正な競争が行われるための厳正なルールの制定が必要です。

2) 新規参入者へのルール徹底策が重要

新規に参入して来る事業者が増えていると思われますが、彼らが必ずしも現行のガイドラインを理解し順守しているとは言えないケースもあり、とくに表示については明確なルールの徹底をはかる体制が必要であると思います。

3) 競争激化に伴う不適正な販売促進行為の防止

価格競争が非常に激しく、スーパー店頭での2L入りペットボトルでは希望小売価格の半値以下で売られているものもあります。事業者の中にはこうした安値販売を回避するために、いかにも特別の効果、効能があるかのような表示や宣伝広告を行って、消費者に誤認を与えている例が見受けられます。こうした事態を防止するため、JAS法においても、とくに適正な表示の実現のために新規の基準の制定や改正が必要であると考えます。

<参考>

〔まがい物的商品の例〕

活性水素水、驚異の水Ⅱウォーター、クラスター水、バナ・ウォーター（で始まった糖尿病ゼロ・・・）etc.

〔合理的な根拠のない販売促進用のちらし、コピーの例〕

血糖値・血圧が下がった。2ヵ月で3kg減量。アトピーが治った。末期膀胱がんで余命6ヵ月と言われたが血尿が止まり体調回復。大腸の悪性腫瘍が消滅した。
・・・などなど・・・全く疑わしく、いかがわしいことが平気で書かれ、言われています。

3. 品質表示基準の必要性

現行のガイドラインを含めた何らかの品質表示基準がないと仮定すると、次のような問題点が考えられます。

価格競争やシェア競争の激化で、「重大な誤認」の発生や「まがい物」の横行が懸念されます。例えば、水道水を詰めてナチュラルミネラルウォーターとして販売するような極端な場合や、現行ガイドラインでナチュラルミネラルウォーターにしか認められていない「天然」という用語の乱用などが想定されます。現行のガイドラインはこのようなまがいものの横行等に対して、一定の歯止めとなっているものの、法的拘束力・強制力がなく十分に順守徹底が図られているとは言えないと思います。

4. ミネラルウォーターの品質表示基準のありかた

以上のようなミネラルウォーターの現状と問題点をふまえ、消費者が市販のミネラルウォーターを適正な表示に基づいて正しく、的確に取捨選択できるために、名称・定義とともに、それ以外の原材料表示等を含めた品質表示に関する公式の法的ルールが必要であると考えます。

虚偽誇大広告に対しては「健康増進法」、合理的根拠のない健康優良性の標榜に対して

は「景品表示法」による規制が行われているように、現在のミネラルウォーターのガイドラインを基本に、ミネラルウォーター・ビジネスの現状と問題点を検討、加味した修正および追加等を行なって、新たな表示基準として法律化が必要不可欠であると考えます。

「健康増進法」、「景品表示法」とともに新たに「品質表示基準」が設けられ、3拍子揃うことにより、消費者の安全が確保され、安心して適正かつ的確な商品選択が可能になると思います。

以上